

虐待防止委員会規程

特定非営利活動法人F o r e s t

(委員会の設置)

第1条 特定非営利活動法人F o r e s tが運営する障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という）が行う障害福祉サービスにおいて、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の安全と人権保護の観点から虐待の防止とその適切な対応（以下「虐待防止」という。）の推進に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の目的)

第2条 この規程は委員会の運営について、虐待防止規程を定めること及び定めた内容を委員ならびに職員に周知徹底し順守させ虐待防止に努める事を目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は代表理事とし、副委員長及び職務代理者は委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員の選任については、当該事業所の管理者及びサービス管理責任者、法人本部、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とする。
- 4 委員長が指名した委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 委員長に事故があるとき、その職務を代理するため、副委員長がその職務を代行する。
- 6 副委員長及び委員に事故があるとき、その職務を代理するもの（以下「職務代理者」）を置くことができる。

(委員会の開催)

第4条 定期委員会は、年1回以上開催し、臨時委員会は必要がある場合都度開催する。

- 2 委員会の招集は、委員長が招集するものとする。
- 3 委員長は、委員会において必要があるときは、前条に定める委員の他に、参考人として指名した者の出席を求めることができる。
- 4 委員会は議事録を整備する。

(委員会の業務)

第5条 委員会は、次の業務を行う。

- ① 虐待防止規程を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。

- ② 虐待防止規程について、定期的な見直しを行い改善する。
- ③ 事業所内で異常を伝えやすい環境作りの徹底と定期的なヒアリングを実施する。
- ④ 虐待の疑いのあるときは、虐待防止委員会を都度開催し虐待防止規程を元に対応する。
- ⑤ 虐待発生時には、虐待内容及び原因を掌握し市町村虐待防止センターへ報告する。
- ⑥ 虐待防止に係る研修を原則年 1 回および職員採用時に実施する。
- ⑦ 虐待防止に係わる研修会へ積極的に参加する。
- ⑧ その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第 6 条 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を共有し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

- 2 委員は、日頃より社会福祉法に関する法律や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格の向上にも努めるものとする。
- 3 委員会の委員長・副委員長及び委員は、日頃より事業所内に虐待につながるような行動がないか観察し、必要があるときは職員に直接指導することとする。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項、虐待防止上必要な対応については、委員会にて決定し、社員総会へ報告する。

附則

- 1 この規程は、令和 4 年 3 月 1 8 日から施行する。